

佐藤町長とふれあいトーク 第4回(11月22日)当日意見交換要旨

No.	区分	質問・意見など	町長コメントと町の考え(後日回答分)	担当課
1	信号機	(視覚障害者にとって)歩車分離交差点の信号は、いつ渡っていいのかが、わかりづらい。	【町長コメント】 歩車分離交差点での問題を認識させていただきました。住民の方からは歩車分離信号を増やしてほしいという要望もあります。今回の問題を切実に受け止め、どうしたら改善ができるのか、管轄である広島東警察署に相談してまいります。 【自治振興課回答】 管轄である広島東警察署に情報提供したところ、「視覚障害者用不可装置(通称「音の出る信号機」)を整備することにより改善が期待できるのではないか。」との回答がありました。設置を希望される交差点がございましたら、広島東警察署に相談等をしてまいります。	自治振興課 (286-3185)
2	公共施設	(視覚障害者はスマホやタブレットを通じて、読み上げ機能などを利用しているが)町内にはWi-Fi環境の整った公共施設が少ない。勉強会などを行う際は、広島市総合福祉センター(BIG FRONTひろしま)を借りている。	【福祉保健部長説明】 社会福祉協議会からも相談を受けており、方法を協議しているところです。前向きに検討してまいります。 【福祉課回答】 マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内にWi-Fi環境を整備する準備を進めているところです。	福祉課 (286-3161)
3	助成・支援	補装具が値上がりしていて、現行の助成額では足りないので支給額を見直してほしい。	【福祉課長説明】 現状は、基準額の一割負担という形で支援しています。補装具が値上がりしたらその分、一部負担額も上がりますので、今後、物価高の影響を確認し研究してまいります。	福祉課 (286-3161)
4	助成・支援	同行援護(※)を広島市と同じ80時間にしてほしい。 ※視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者などにつき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを供与すること。	【福祉課長説明】 当町では国の基準を基に支援しています。広島市も含めて近隣市町の状況を今後確認し、研究してまいります。	福祉課 (286-3161)
5	広報	障害児(者)のための施策を施政方針(広報)や主要事業に明示してほしい。また、広報紙でも障害に関する話題が出るのが少ない。	【町長コメント】 当町はバランス重視で施策を立てており、長期計画(実施計画)には障害者施策のこともしっかり盛り込んでいます。 【福祉保健部長説明】 広報ふちゅうでは毎年、障害に関する特集を組んで、障害者も住み慣れた町で生き生きと暮らせるような記事を掲載しています。今後もしっかりと広報してまいります。 ※参考:令和5年度は、広報ふちゅう12月号で、障害者の特集(府中町基幹相談支援センターについて)を掲載しています。	福祉課 (286-3161)

佐藤町長とふれあいトーク 第4回(11月22日)当日意見交換要旨

No.	区分	質問・意見など	町長コメントと町の考え(後日回答分)	担当課
6	施設	障害者も生まれ育った町で安心して暮らし続けられるようにしてほしい。町内にはグループホームがなく、障害者はいずれ町外に出て行ってしまう。	【町長コメント】 子ども、高齢者、障害者が地域で自立した生活を送ることのできるよう、地域全体で支えていく地域共生社会が国の目指しているところであり、町としてもそれに向かって対応しています。府中町に合ったものを構築していく必要があるため、今後とも色々な意見を聞かせていただければと思います。 また、必要な施設などをすべて町内に整備することは難しいこともあるかと思いますが、その場合は近隣市町にある施設を使用できるようにするなどして、満足度の高い生活を送れるようにしていきたいと考えています。	福祉課 (286-3161)
7	助成・支援	広島市と比べ、例えば移動支援などのサービス内容が良くない。また、認定基準が、かなり厳しいと感じる。もう少し広島市にサービス内容を近づけて、町内の障害者も安心して暮らせるようにしてほしい。	【町長コメント】 当町は広島市に囲まれていることもありますので、広島市との格差がある場合には、しっかり説明がつくようにしていきます。また、当町でできない事業については必要に応じて近隣市町との連携を検討してまいります。 【福祉課長説明】 障害者への助成・支援事業などを比較させていただいたところ、広島市が83項目で当町は47項目実施しています。事業ごとの必要量(自己負担金の全額補助、半額補助など)につきましては、他市町の実施状況を研究してまいります。 また、認定については、国・県の基準を適正に運用しています。ただし、基準を超える個別の相談によっては、対応が難しいことがあり、ご要望に沿えない場合があることをご了承ください。	福祉課 (286-3161)
8	施設	ろうあ者はコミュニケーションが難しい。一人暮らしが増え、高齢化が進んでいるので、ろうあ者を考慮した施設のあり方が求められる。今ある施設などでろうあ者が孤立しないよう対応できないか。	【福祉課長説明】 個別に対応した施設の建設については、今すぐの対応は難しいかもしれませんが、ろうあ者が孤立しないような対応をしてまいります。	福祉課 (286-3161)
9	公共サービス	銀行、病院などは本人確認のため、本人が電話に出ることを求められることがあるが、ろうあ者にとっては、電話ができないことが一番の困りごとである。代理人でも受けてもらえるようにしてほしい。	【町長コメント】 個人情報の保護が厳密になってきています。行政から銀行などへの働きかけがいるのかもしれませんが。本人の代わりに手話通訳者などで手続きがスムーズにいく仕組みが必要と考えています。 【福祉課長説明】 当町には2人の手話通訳者を配置しています。手続きのなかで本人の確認が必要な場合には、この手話通訳者の支援を受けながら手続きを進めていただければと思います。手続きのなかでお困りごとがありましたら、福祉課にご相談ください。	福祉課 (286-3161)

佐藤町長とふれあいトーク 第4回(11月22日)当日意見交換要旨

No.	区分	質問・意見など	町長コメントと町の考え(後日回答分)	担当課
10	公共サービス	公共サービスでの本人確認については、視覚障害の場合は同行や代筆など融通がきくことが多い。これと同じように、ろうあ者の対応を検討してみてもどうか。	【福祉課長説明】 貴重な情報提供をありがとうございます。個別相談に対して情報提供してまいります。	福祉課 (286-3161)
11	街灯	石井城や城ヶ丘のあたりは夜道が暗く、車いすなどの障害者にとって大変不便である。何とかしてほしい。	【自治振興課回答】 街路が暗い場合は調査を行い、「府中町防犯灯設置基準」に基づいて必要と認められる場合は増設等を行います。自治振興課に個別にご相談ください。	自治振興課 (286-3185)
12	役場	車いすでは役場1階入り口が入りづらい(傾斜がきついなど)。一度、総務課に相談して、車いすでの入場を試してもらい、その不便さを認めてもらったが対応がない。また、正面玄関側にはスロープがあるが、介助者がいたら楽であるが一人だと苦勞する。	【福祉保健部長説明】 建物に関するハード的な対応につきましては確認します。また、障害者がどのような対応を求めて、どういった支援ができるのかについて検討してまいります。 【総務課回答】 役場1階入り口の勾配が急であることについては、承知しています。改修方法に関し検討を行いました。多額の経費がネックとなっています。ソフト面での対応を含め、ご不便を解消できる方法について引き続き検討します。	福祉課 (286-3161) 総務課 (286-3131)
13	就労	車いすでは通勤ラッシュ時などバスに乗ることが非常に困難である。また、町内の事業者からは車いすの方の仕事はないと言われ、なかなか職に就けない状況である。	【福祉保健部長説明】 就労したいという想いのある方に対してはしっかり支援していきたいと考えています。当町では支援のあり方を模索しながら、B型就労支援施設は2か所ありますが、ようやく就労移行支援事業所ができるなど、少しずつですが変化が出てきている状況です。一人ひとり就労の希望・意見を伺いながら施策に活かしてまいります。 【福祉課長説明】 就労支援においては、就労支援移行事業所などをご活用ください。就労が定着するところまで支援してまいります。	福祉課 (286-3161)
14	障害者認定	当町では精神障害者の認定に時間を要している。広島市では認定が早いので理由を確認したところ、広島市には認定できる医師が域内にいるからということだった。町独自で改善できないか。	【福祉課回答】 本件の認定に係る県内の所管権限は、広島県や政令市である広島市に属しています。町でお預かりした申請は、内容確認のうえ広島県に進達するといった、やりとりの中で必要な処理期間が発生しており、ご迷惑をおかけしています。 今後も引き続き、受理した申請書は速やかに県へ進達することを徹底します。	福祉課 (286-3161)

佐藤町長とふれあいトーク 第4回(11月22日)当日意見交換要旨

No.	区分	質問・意見など	町長コメントと町の考え(後日回答分)	担当課
15	ヘルプマーク・ヘルプカード	障害者が周囲に配慮や援助を必要とすることを知らせるヘルプマークが配布されている。若い世代からの介助を受けることもあるが、一方で「かわいいから」と付けている人もいる。このマークの意義がなくなっていると感じる。 (注:ストラップでカバンなどにつけるのがヘルプマーク、紙印刷のものがヘルプカード)	【町長コメント】 ヘルプマークができた当初は、その意義をしっかりと広報してきたため、その意義が定着したこともあり、最近はそのままで広報していない状況です。ヘルプマークは障害をお持ちの方に配布をさせていただくものですが、こういったもののなか、どういった支援が必要なのかを改めて皆さんに知っていただくため、広報してまいります。	福祉課 (286-3161)
16	ネウボラ	知的障害を持つと、日常的にヘルパーが必要となる。町外の特別支援学校に通わせているが、町内に放課後デイサービスができ、便利になった。こういう福祉サービスがないと日常が保てない。このように子育てに力を入れてくださっていることはありがたいと思うが、府中町のネウボラ事業の対象には、障害児は含まれているか。	【福祉保健部長説明】 ネウボラは、障害児も含め、全ての子どもが対象となっています。療育については、気になるお子さんがいたら保健師の方から、また保護者からの要望で、3歳までは柏学園での療育につなげています。また、現在、小学校就学前の5歳児までに療育につなげていく方針(国)も出ていますので、どういう形で対応できるのか研究しているところです。	福祉課 (286-3161)
17	連携・広報	就学時には町内小学校の特別支援学級に行くか、呉特別支援学校など(県教育委員会管轄)に行くようになるが、管轄が違うので、障害児のいる家庭へ全てに対して団体が広報を行うことが難しい。教育委員会と福祉課の連携を図り、子どもの状況や家庭環境などの情報共有をしてもらいたい。その際に、障害者を支援する団体の紹介をしていただきたい。府中町内にも障害を持った親がいるんだということだけでも心強く思われる方がいると思う。	【福祉保健部長説明】 小学校に入れば小学校、中学校に入れば中学校と引き続いて支援を行っており、障害児のお子さんも福祉課と連携しながら、また子育て支援課には子ども家庭総合拠点があり、保健師、社会福祉士などの専門職員で相談体制をとり、そことも連携して対応しています。障害者を支援する団体の活動内容なども広報してまいります。	福祉課 (286-3161)
18	ヤングケアラー	ヤングケアラー(※)の問題は、学校で発見されることが多い。町外の学校(特別支援学校)に通わせると、管轄が県教育委員会となるので、その辺の連携がどうなっているのか、発見が遅れるのではないかな。 ※病気や障害のある家族などの介護のために、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を十分に構築できずにいる未成年(またはそのような状態にあった人)のこと。	【福祉保健部長説明】 ヤングケアラーは、学校からの通報もあります。実際、支援しないといけないご家庭については養育支援訪問事業の家事・育児支援で対応しており、その件数も増えてきています。 また、今年7月に実施した子どもの生活実態調査でさまざまなことがわかりましたので、少しずつ対応していきたいと思います。学校・教育委員会ともしっかり連携をとってまいります。 【子育て支援課回答】 ヤングケアラーに限らず、不適切な養育が発見された場合、たとえ町外の特別支援学校や国公立・私立の学校であっても、住所地の児童福祉主管課(子育て支援課)もしくは、児童相談所に通告する義務があります。	子育て支援課 (286-3224)

佐藤町長とふれあいトーク 第4回(11月22日)当日意見交換要旨

No.	区分	質問・意見など	町長コメントと町の考え(後日回答分)	担当課
19	広報	障害者のことについて広報紙などで広報してもらっているが、子どもはあまり紙を読まないことが多い。府中町のPRキャラクターの「椿町ファミリー」を活用して、アニメのストーリーで説明するとわかりやすいのではないか。	【福祉保健部長説明】 広報紙だけでなくいろいろな形があると思うので、わかりやすく伝える方法を研究していきます。 【政策企画課回答】 作者のご意向に依る部分が大きいのと思われますので、今後協議を行う方向で検討します。	福祉課 (286-3161) 政策企画課 (286-3127)
20	就労	町内で働き暮らしたい障害者は多いが、就労のため町外へ出ざるを得ない。もっと町内に福祉的な就労ができる場所があるとよい。	【福祉保健部長説明】 町内で働きたいという声は多いです。町内にも就労移行支援事業所ができるなど少しずつ解決の方向に向かっていきます。引き続き取り組んでまいります。	福祉課 (286-3161)
21	防災	災害があった場合、障害児(者)やその保護者などは通常の避難所へ避難することに気を遣う。障害児(者)が避難できる場所は、町のマニュアルへどのように落とし込まれているのか。避難することを躊躇している状況である。	【町長コメント】 障害児(者)・健常者問わず危険区域にお住まいの方は、まずは開設している一時避難所に避難していただき、一時避難所での避難生活が困難と認められる方については、福祉避難所へ避難することとなっています。福祉避難所については町内の社会福祉法人と協定を締結しており、必要に応じて町から開設を依頼することとなっています。 また、学校へ避難する場合は、体育館が基本となりますが、集団で避難することが難しい方のために教室を確保しています。ただし、長期で避難することになると、別の場所に移ることもあります。こういった対応は、訓練が必要です。避難訓練(避難所運営に係る職員の訓練)にも盛り込むようにしてまいります。 なお、危機管理課では、出前講座を実施しています。危機管理課等の職員が出向いて、防災に関する疑問点やお困りごとなどをお話しさせていただくものです。いつ避難したらいいのか、避難を躊躇している実態もあろうかと思っておりますので、ぜひご活用ください。 【福祉保健部長説明】 福寿館には、実際避難してきて、他の方と一緒に利用が困難な方に利用していただくため、2部屋(集会室、お風呂があった場所)確保されています。また、車いすの方がスロープでそのまま避難できるような部屋も整備しています。まだまだ充分とは言いきれませんが、少しずつできるところから整備してまいります。	福祉課 (286-3161) 危機管理課 (286-3243)
22	広報	団体の会員数が減っている(会員の高齢化や若い人が入って来ず、会員数がだんだん減ってきている)。障害者関連団体を周知してほしい。団体の会員は定例会で集まることを楽しみにしている。広報を通じて、困っている方が集まれるようになればと思います。	【福祉保健部長説明】 障害者を支援している団体と困っている方がつながれるよう、各団体の活動内容など広報してまいります。	福祉課 (286-3161)

佐藤町長とふれあいトーク 第4回(11月22日)当日意見交換要旨

No.	区分	質問・意見など	町長コメントと町の考え(後日回答分)	担当課
23	公共施設	精神障害者には家から出られないという人が多い。町内にはかつて訓練施設(社会福祉協議会内)があったが、無くなってしまった。外に出られない方はそのままになっている。	【福祉保健部長説明】 参加メンバーが固定化されたということもあって、事業が中断した経緯があると聞いています。精神障害の方が外出できるような支援のあり方を社会福祉協議会と検討してまいります。	福祉課 (286-3161)